

ID: 705

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	費用返還額決定		
法令名 根拠条項	生活保護法 第63条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第63条の規定による。 (費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日